

道の駅ガーデンスパ十勝川温泉条例の一部を改正する条例

道の駅ガーデンスパ十勝川温泉条例（令和2年音更町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) ドッグラン

別表多目的室（1時間につき）の項の次に次のように加える。

ドッグラン（1匹1時間につき）	500
-----------------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。